

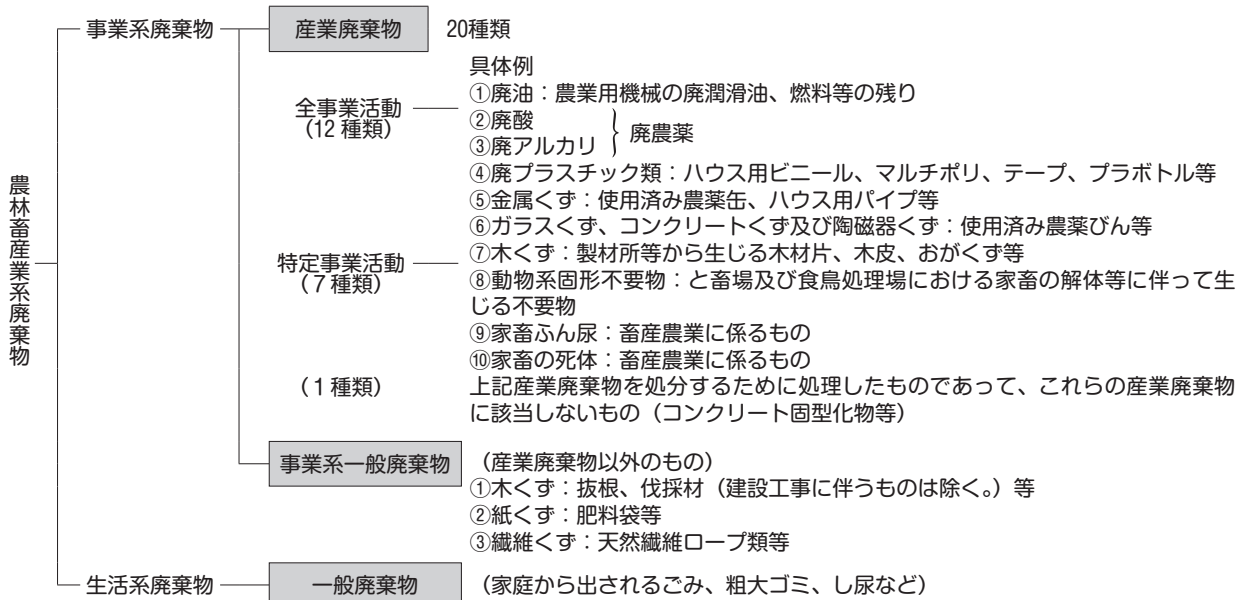
15 農林畜産業関係の廃棄物

農業用廃プラスチックの野焼きや不法投棄は違法行為として罰則が科せられます (P49参照)

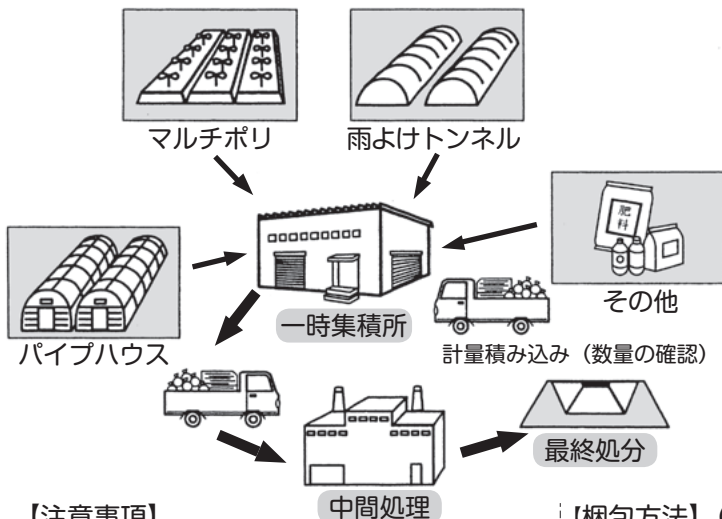
農林畜産業から排出される廃棄物は、次のように分類されます。

※動植物性残さについては、食料品製造業（加工所等）から排出される場合は産業廃棄物となります。

(1) 農林畜産業系廃棄物の種類



(2) 農業用使用済プラスチック類処理体制 (例)



◎主な農業用プラスチックの種類

●ポリエチレン

野菜のマルチ栽培やトンネル栽培などで使用されているフィルム（農ポリ）や、パイプハウスなどの被覆資材として使用されているフィルム（農PO）などがあります。肥料袋や農業用プラボトルもポリエチレン製品に含まれます。

●塩化ビニール

パイプハウスなどの被覆資材として使用されているフィルムなどで、表面にブルーで「農ビ」とプリントされています。

※ 使用済みのプラスチックは、天気の良い日に乾燥させ、できるだけ泥などを落としてから梱包しましょう（泥なども処理料金に含まれることになります。）

ポリエチレンと塩化ビニールは、それぞれ処理方法が異なる場合があります。分別して梱包しましょう。

【注意事項】

パイプハウス

はと目及び補強テープなどは、被覆資材と同じ材質の物を使用すること。飛散防止に竹や金具を使用している場合や、泥、木片、金属が付着している場合は、これらを必ず取り除くこと。

マルチポリ及び雨よけトンネル

被覆資材に付着している泥・木片・金属などの異物や野菜くずなどは必ず取り除くこと。

農業用プラボトル

完全に使い切った容器に水を入れて、最低3回以上洗い農薬が残っていない状態にすること。

肥料袋及び農薬空袋

完全に使い切ること。

【梱包方法】(例)

フィルム関係

必ずポリエチレンと塩化ビニールとに分別すること（杭に巻き付ける）。



10~15kgに縛る

同じ材質の物をひもにして2カ所を結束にすること。

空ボトル

容量を小さくしてからポリ系の透明なゴミ袋などにいれること。



袋

同じ材質の物をひもにして十字に結束すること。

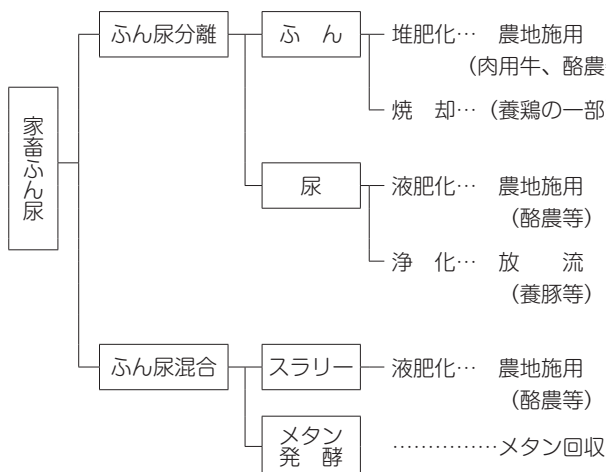


※ 運搬や処理方法などにより梱包の仕方が異なる場合があります。

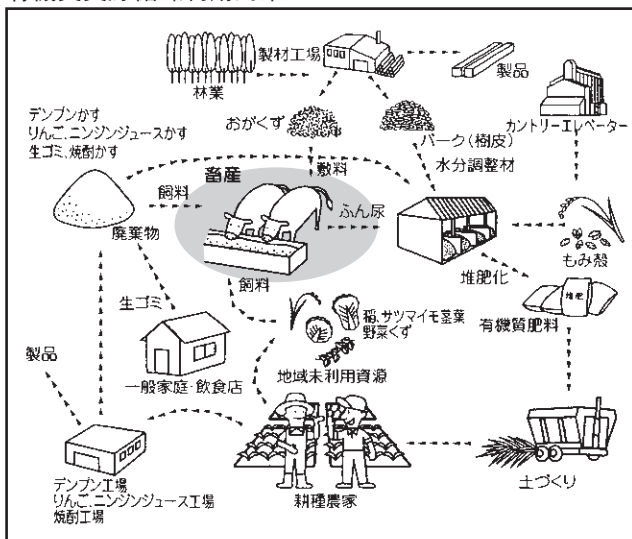
【留意事項】

マニフェストの交付については、例えば農業協同組合又は協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、農業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義においてマニフェストの交付の事務を行っても差し支えありませんが、この場合においても、処理責任は個々の事業者であり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければなりません。

(3) 家畜ふん尿の処理方法



有機質資源循環利用対策



16 漁業関係の廃棄物

漁業から排出される廃棄物は次のとおりです。魚介類残さについては、食品製造業（加工所等）から排出される場合は、産業廃棄物となります。

これらについては、漁業系廃棄物の発生抑制、再使用、再利用、熱回収及び適正処理の確保を図るため、令和2年5月29日付け環循規発第2005261号により、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」が改訂されたほか、水産庁においては「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を作成したことから、こちらも参考にしてください。

(1) 漁業廃棄物の種類（例）

漁業系廃棄物	事業系一般廃棄物等	分類	具体例
	産業廃棄物	分類	具体例

(2) 廃棄物ごとの再生利用例

廃棄物	用途	再生利用工程例
漁船	鉄鋼船	鉄くず 魚礁 艦装解除→溶接解体→鉄くず 艦装解除→一部改造→魚礁
	FRP船	油 脂 カーボン原料 魚礁 艦装解除→解体・破碎→乾留→油脂 カーボン原料 艦装解除→一部改造→魚礁
	木船	燃料 チップ 艦装解除→解体・破碎→燃料又はチップ
漁網	プラスチック原料 防獣、防鳥用ネット	分別→熔融固化→プラスチック原料 分別→縫製→防獣、防鳥用ネット
貝類等	飼料 暗きよ材 水質浄化剤 カルシウム剤	分別→破碎→飼料 分別→破碎→加工・組立→暗きよ材 分別→破碎→水質浄化剤 分別→破碎→精製→カルシウム剤
へい死魚	魚粉	破碎→加工→魚粉
発泡スチロール	プラスチック原料	分別→熔融固化（ペレット他）→プラスチック原料
廃油	燃料	燃料